

第 8 回 評価分科会 議事概要

1 日 時 令和 2 年 10 月 30 日（金） 14:00～15:38

2 場 所 総務省第二庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

【委 員】

椿 広計（分科会会長）、岩下 真理（分科会長代理）

【臨時委員】

久我 尚子、山本 渉、美添 泰人

【審議協力者】

総務省統計局事業所情報管理課課長補佐

【説明者】

文部科学省：文部科学省総合教育政策局調査企画課長ほか

国土交通省：国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、鈴木次長、吉野政策企画調査官、福田補佐、
増成補佐

総務省政策統括官（統計基準担当）付中村参事官

4 議 事

- （1）精度検査報告書※提言に対応した取組について（社会教育調査（民間体育施設））
- （2）建設工事統計調査（施工調査）の欠測値対応の見直しについて
- （3）その他

※平成 28 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）
（平成 30 年 3 月統計委員会）

5 議事概要

- （1）精度検査報告書提言に対応した取組について（社会教育調査（民間体育施設））

精度検査報告書において、令和 2 年度までに実施すべきとされた事項について、文部科学省取組を聴取して、統計技術の観点から評価を行った。

文部科学省から、資料 2 に基づき、精度検査報告書提言に対応した取組について説明が行われた。

精度検査報告書において実施すべきとされた事項への対応に問題は見られないことから妥当と評価された。

主な質疑は以下のとおり。

- ・ 経済センサスを母集団名簿とすることは適切だが、時系列比較ができなくなるといふことであれば、具体的にどのくらい総数が変わるのか。

→約9,000ほど変わることになる。

- ・ 過去と比較可能な形でデータを用意することは考えているか。

→現時点では考えていない。都道府県や省内の利活用者等に意見を聞いたところ、数字が変わることはやむを得ない。母集団がきちんとした数値が今後とれていく方がいいという回答であった。

- ・ 事業所調査とすると、業を営んでいない施設は取り除くことになるが、政策目的に齟齬が生じないか。

→スポーツ庁に相談し、政策上は問題が無いという回答を得ている。

- ・ 欠測対応の調整は小分類ごとに行うのか、もしくは表章を小分類ごとに行うのか、それとも、全てを民間体育施設と考えて、施設数総数を推計するのか。

→現状では都道府県ベースの調整しか行えないが、調査した後小分類ごとに調整を行うことも含めて検討することとしている。

- ・ 回収数の状況と標本調査が適当ではないという表現の関係について補足して欲しい。

→回収率が60%という中で、さらに抽出となると必要なサンプル数が確保できない。相撲場などは10施設ぐらいしかない。

- ・ 基本的な方針は、母集団の概念を明確にするようにとの統計委員会の指摘に対して、極めて適切な答え。調査主体の負担もなくなり適切である。

- ・ 主な活動に基づいて事業所を格付けし、調査対象とすることになるが、センサスには事業所の副次的な活動も入っているので、将来的には副次的な活動による事業所も格付けの検討を推奨する。

- ・ 統計委員会の報告書の表現だが資料1にある「単一補完やウェイト調整がされていない」という表現は細かいことを言い過ぎではないか。

- ・ シンプルな用語の使い方にすることも検討する必要がある。

- ・ 体育施設の調査のうち民間体育施設の調査は経済センサスに合わせるということだが、公共施設は対応を考えていないのか。

→民間体育施設の部分のみとなる。

- ・ 現在の調査対象が一部調査対象外となるのに、経済センサスのデータによれば母集団サイズが増えるのはなぜか。

→経済センサスのデータには一部公共施設を管理する民間事業所が入っているためだが、その内訳は分からない。

- ・ 経済センサスの内訳の数字を確認し、母集団の増減数を確認して教えて欲しい。それほど大きな増減はないのではないか。

→先程約9,000ほど変わると申し上げたが、公共施設を管理する民間事業所分を除く必要があるのでは、数値については後ほど確認してお知らせする。

- ・通常回収率の逆数と呼ぶものを資料には調整値と記載している。用語については一般の方に分かるようにして欲しい。
- ・細かい層で乗率をかけて欠測値補完を行うと不安定になるので危険。
- ・60%の回収率は基幹統計として低すぎる、回収率を上げる努力をするべき。

(2) 建設工事統計調査（施工調査）の欠測値対応の見直しについて

令和元年度統計委員会評価分科会審議結果報告書（第1回～第4回審議分）（令和元年9月20日総務省統計委員会）において、令和2年度実績分の調査に間に合うよう行う必要があるとされた事項について、国土交通省の取組を聴取して、統計技術の観点から評価を行った。

国土交通省から、資料3に基づき、取組について説明が行われた。

令和元年度統計委員会評価分科会審議結果報告書（第1回～第4回審議分）において実施すべきとされた事項への対応に問題は見られないことから妥当と評価された。

主な質疑は以下のとおり。

- ・行政情報を活用した上で、残ったところに補完を考えようということは極めて良いこと、各省も見習って欲しい。
 - ・資料5ページのグラフは縦軸が対数表示であることを考えると、比較的大きな差異がある様に見える。このグラフから非回答に対する対応が必要と理解できるのではないか。
 - ・全体への影響が大きい大規模業者の回収率が低いと問題。規模別の回収率を教えてください。回収率はガイドラインに従って基本的に公表すべき。
- 個人・零細は4割ぐらい、大臣許可業者などは7割ぐらい。公表方法は検討したい。
- ・経済センサスとマッチングできなかった施工統計回答業者の規模等の属性はどうなっていたか。
- マッチングできなかった業者に規模の属性の特徴は見つけれなかった。
- ・資料3ページ及び4ページにおいて「分布」と呼称しているものは分布ではないので、表現を変えてもらいたい。
 - ・資料8ページは極めて説得力のある大事な資料で将来的に様々な機会に使われると思われることから、説明文における業者数は少数点1桁まで記してわかりやすくして欲しい。
 - ・行政資料のみで補完した場合、資料10ページの平成28年経済センサスとの合致は何%程度になるか、行政資料による補完だけでほぼカバーできるのか。
- 行政資料で補完できる業者、補完できない業者は半々程度。行政資料で補完できない業者も補完しないと低い数字になってしまう。

- ・ 行政資料で補完できない業者は無作為欠測を仮定して補完した結果、資料10ページの通り経済センサスと比べて当たっており、このやり方でおおむね良さそうだと思う。
 - ・ 経済センサスが行われるたびに遡及改定するのは手間がかかり大変。そこに負担をかけるよりは回収率を上げる方が良い。
- 遡及改定を実施するか否かについては、経済センサスが出たタイミングで判断することを考えている。
- ・ 資料ページの「大きな差異は認められなかった」という文面はニュートラルな表現に変えていただくことを前提に、国土交通省の取組は妥当と評価したい。

(3) その他

- ・ 次回の評価分科会の場所と日程は改めて調整する旨、事務局から案内された。

以上